

大津市事務分掌条例の一部を改正する 条例の制定について

令和6年12月12日（木）

【人事課】

1 こども関連施策にかかる国・県の状況

こども家庭庁の創設

- ・令和5年4月1日「こども基本法」施行と「こども家庭庁」の創設
- ・こども（※）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする。「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

※こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義し、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。



滋賀県の機構改革

- ・令和6年4月1日「子ども若者部」設置
- ・子どもを真ん中に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実現できる滋賀の実現に向け、子ども若者施策を総合的に企画推進していく。

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課

子どもの育ち学び支援課

子育て支援課

子ども家庭支援課

2 組織再編の必要性

本市におけるこども・子育て支援施策の推進に係る組織上の課題

課題 1 課題発見や支援の段階で連携する体制の課題

- ・部局が分かれていることで、必要な方へ支援を届けるための連携や課題の共有が円滑にできない場合がある。

⇒ 課題の発見、支援の遅れにつながる。

▶ 妊娠・出産、子育てまでつながりのある支援体制の構築が必要

課題 2 年齢や困りごとによって関係する部署が異なることでの課題

- ・学齢期以降への途切れない引継ぎや療育・発達相談の体制が不十分
- ・情報管理システムがそれぞれにあるため、全ての情報を引き継ぐのが困難

⇒ 情報共有の不十分さにより、年齢や困りごとによって支援が途切れるリスクがある。

▶ こどもや家庭の状況に寄り添い、専門的な関わりをつないで途切れなく支援する。

2 組織再編の必要性

課題 3 市民にとってわかりやすい窓口や支援体制の課題

- ・「まずは相談し、必要な相談支援につなぐ」ための総合的な窓口が示せない。
 - ・子育て相談や、療育・発達相談の窓口が複数あり分かりにくい。
- ⇒ 相談したいときに適切な相談につながらない可能性や、結果として相談につながらないことが懸念される。

▶ 市民にとってわかりやすい組織が必要



国や県の動きを踏まえ、本市においてもこれらの課題解決につなげるため、こどもを軸とした連携を深め、必要な支援を時機を逃さずに届けることができるよう、こども関係部局を再編する必要がある。

3 組織再編の目指す姿と基本方針

目指す姿

子どもをまんやかに、課題や年齢に応じて関係部署が連携し、
切れ目なく支援を届けることができる組織

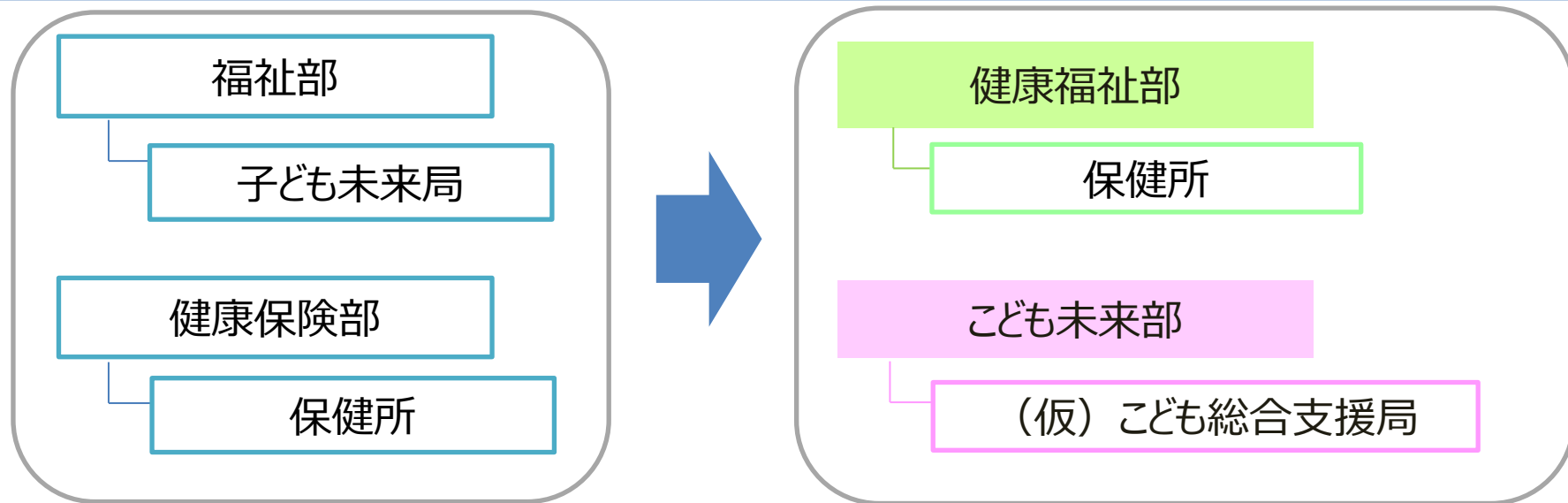
組織再編にあたっての基本方針

- ① 市民にとって分かりやすい組織
- ② 市民にとってプラスになる組織
- ③ 効率的な事務につながる視点での見直し
- ④ 課題解決につながる見直し

4 新たな組織体制について

福祉部と健康保険部を再編し「こども未来部」と「健康福祉部」の2部体制へ

- こどもに関連する施策の意思決定を迅速化し、効果的・効率的に施策を推進
- 保健・医療・福祉の各分野が一体的に施策を推進することができ、生活習慣病予防・介護予防を効果的に実施



4 新たな組織体制について

課題への対応と組織再編のポイント

子ども未来部関係

健康福祉部関係

課題1

課題発見や
支援の段階
で連携する
体制の課題

①妊娠～子育ての
切れ目のない支援体制

福祉部子ども未来局と、健康保険部保健所の母子保健課・子ども発達相談センターを統合し、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援体制へ

②子ども家庭センター
機能を整備

子ども・子育て安心課に「（仮）子ども家庭支援室」を新設し、母子保健と児童福祉の連携を強化（子ども家庭センター機能の整備と統括支援員の配置）

課題2

年齢や困りご
とによって関係
する部署が異
なることでの
課題

③（仮）子ども総合
支援局を設置

子育て支援、発達への支援、困難を抱える世帯への支援が、より一層連携を深め、切れ目なく一体的に支援を届けることができるよう部内に「（仮称）子ども総合支援局」を設置

④学齢期への
つなぎ強化

子ども発達相談センターと教育支援センターの職員の併任や情報システム連携を図り、支援が必要な子どもの学齢期へのつなぎを強化

4 新たな組織体制について

課題3

市民にとって分かりやすい窓口や支援体制の課題

⑤ 手続きがスムーズに行えるレイアウト・分かりやすい組織名称へ

本庁の子ども関連部署を1階部分に集約し、手続きがスムーズに行えるレイアウトとする。
組織名称も市民にとって分かりやすい名称に変更予定

① 事業所指定・指導監査業務の一元化

障害分野と介護分野の事業所に係る指定業務と指導監査業務を一体的に実施
(障害福祉課と長寿施設課業務の一部を福祉指導監査課へ移管)

② 施設管理・施設整備に係る業務を一元化

障害分野と介護分野の施設管理や施設整備に係る業務を一元化
(長寿施設課→(仮称)介護・福祉施設課とし、障害福祉課業務の一部を移管)

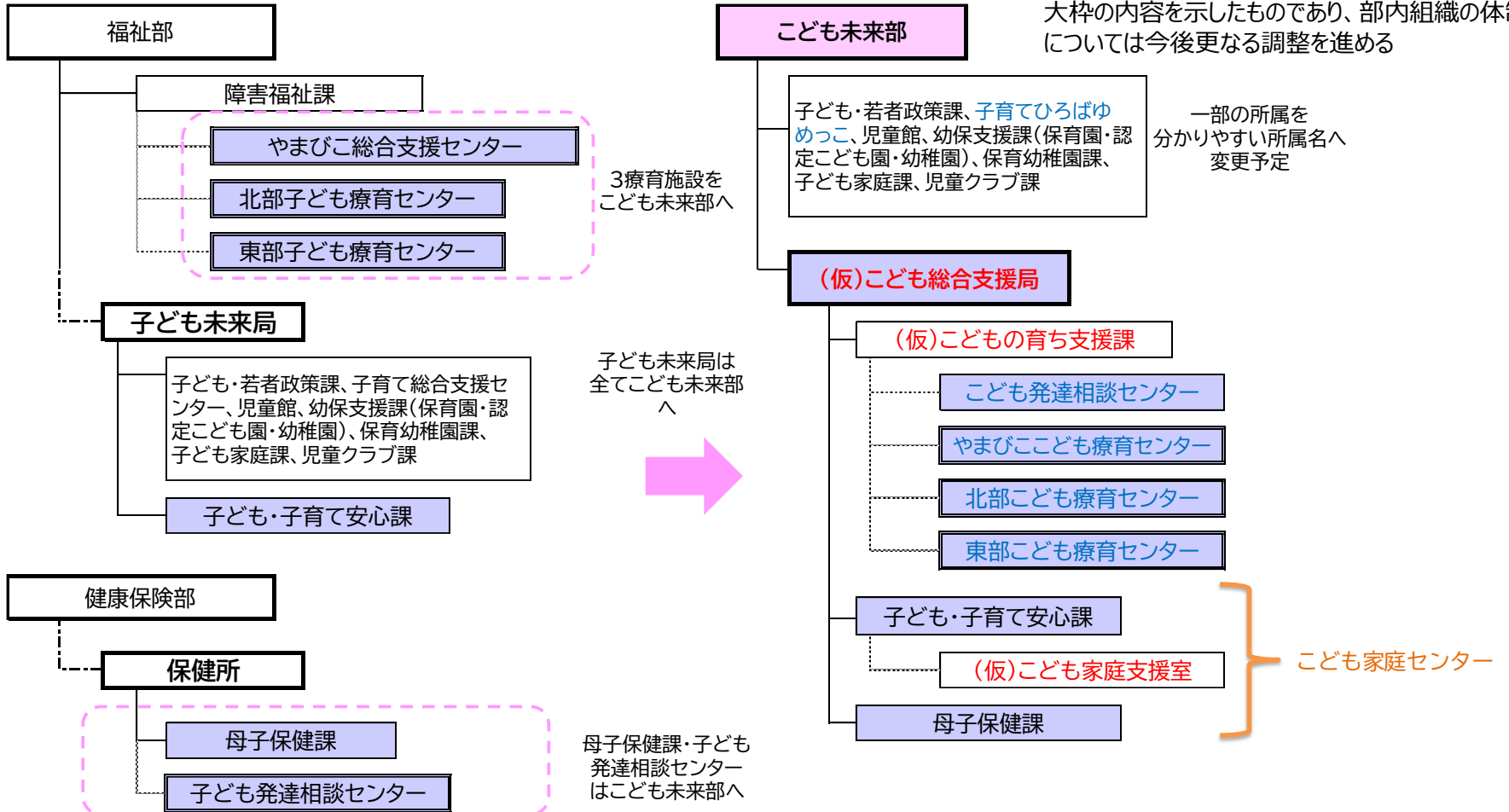
③ 人材確保対策を一体的に実施

障害分野と介護分野の人材確保対策を一体的に実施
(介護人材確保対策室→(仮称)介護・福祉人材確保対策室)

4 新たな組織体制について

【再編案】子ども未来部の組織

赤字は新設組織・青字は組織名称の変更
大枠の内容を示したものであり、部内組織の体制については今後更なる調整を進める



5（仮）こども総合支援局について

こども未来部の担当業務と所属

担当業務	担当所属
①こどもに関連する政策立案	子ども・若者政策課
②就学前教育・保育の保障、環境の整備 （放課後児童健全育成含む）	幼保支援課 保育幼稚園課 児童クラブ課
③妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	給 付：子ども家庭課 子育て支援：子育てひろばゆめっこ 健康支援：母子保健課
④こどもに寄り添った発達支援体制の整備	（仮）こどもの育ち支援課、 こども発達相談センター、やまびここども療育センター、 北部・東部こども療育センター
⑤困難な状況にあるこどもや保護者への支援	子ども・子育て安心課

（仮）こども総合支援局

- ▶局内に「こどもの育ち支援課」を新設し、発達に関するこどもの相談、支援（療育及び巡回相談等の地域支援）を一元化し、支援体制の全体を総括

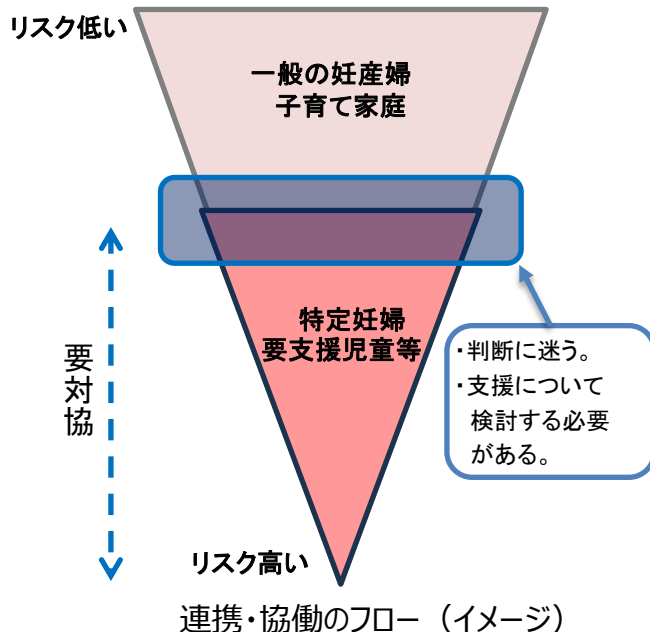
6 こども家庭センターについて

こども家庭センター機能の整備

子ども・子育て安心課に「（仮称）こども家庭支援室」を新設し、こども家庭センター機能を要綱にて整備予定

- ・室に統括支援員を配置し、国が示す「こども家庭センター」の機能を果たすための中心的な組織として位置付け
- ・母子保健と児童福祉の連携強化を進め、情報共有を迅速かつ円滑に行うことで、支援を要する世帯を早期に把握し、時機を逃さない対応を目指す。

→【（仮称）こども家庭支援室、子ども・子育て安心課、母子保健課】をもって、こども家庭センターの機能と位置付け



こども家庭センターにおける支援の流れ

①支援の必要な家庭の把握

支援の必要な家庭について統括支援員に相談し、合同ケース会議に報告するか検討



②合同ケース会議の開催

こども家庭支援室・児童福祉・母子保健の職員による合同ケース会議を開催し、支援方針を決定



③サポートプランの作成及び支援

支援が必要と判断した場合はサポートプランを一体的に作成し、面談や家庭訪問を通して、児童福祉と母子保健の両機能が連携・協働した支援を実施

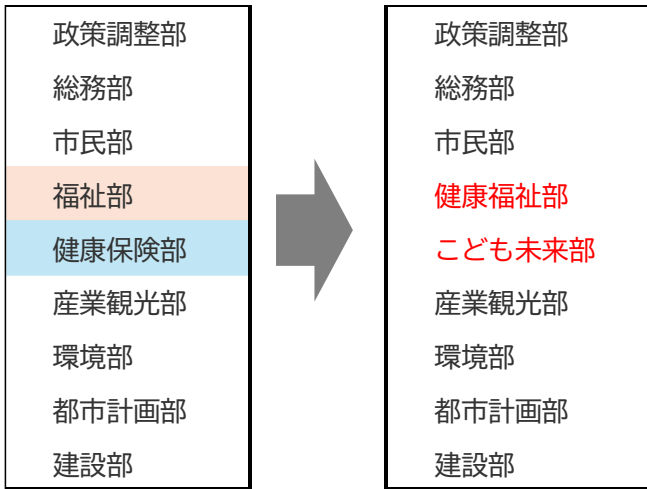
総務常任委員会資料（議案第135号）

7 条例改正について

大津市事務分掌条例の改正

第1条（設置）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。



施行期日：令和7年4月1日

第2条（分掌事務）

部の分掌事務は、次のとおりとする。

福祉部

- ア 社会福祉一般に関すること。
- イ 障害者福祉に関すること。
- ウ 生活保護に関すること。
- エ 児童福祉に関すること。
- オ 青少年に関すること。
- カ 母子、父子及び寡婦の福祉に関すること。

健康保険部

- ア 高齢者福祉に関すること。
- イ 健康推進に関すること。
- ウ 医療対策に関すること。
- エ 保健衛生に関すること。
- オ 国民健康保険に関すること。
- カ 後期高齢者医療制度に関すること。
- キ 介護保険に関すること。
- ク 国民年金に関すること。

こども未来部

- ア 児童福祉に関すること。
- イ 子育て支援に関すること。 ←新設
- ウ 青少年に関すること。
- エ 母子、父子及び寡婦の福祉に関すること。

健康福祉部

- ア 社会福祉一般に関すること。
- イ 高齢者福祉に関すること。
- ウ 障害者福祉に関すること。
- エ 生活保護に関すること。
- オ 健康推進に関すること。
- カ 医療対策に関すること。
- キ 保健衛生に関すること。
- ク 国民健康保険に関すること。
- ケ 後期高齢者医療制度に関すること。
- コ 介護保険に関すること。
- サ 国民年金に関すること。

7 条例改正について

部名称の規定がある以下の条例について、大津市事務分掌条例と併せて改正

1. 大津市保健所条例
2. 大津市感染症診査協議会条例
3. 大津市新型インフルエンザ等対策本部条例
4. 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例
5. 大津市青少年問題協議会設置条例
6. 大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例
7. 大津市社会福祉審議会条例
8. 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
9. 大津市小児慢性特定疾病審査会条例